

老 発 0 4 2 7 第 3 号
平 成 3 0 年 4 月 2 7 日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」の
一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

参考（改正後全文）
老発第0529001号
平成18年5月29日

最終改正
老発0427第3号
平成30年4月27日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について

標記の交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

参考（改正後全文）
老発第0529001号
平成18年5月29日

最終改正
老発0710第1号
平成29年7月10日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金
の実施について

標記の国庫交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成29年4月1日から適用することとされたので通知する。

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1 (略)

第2 先進的事業支援特例交付金(市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)を単位として作成する整備計画に対する交付金)

1 (略)

2 先進的事業支援特例交付金の交付(先進的事業整備計画に係る分)

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

(削除)

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(削除)

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1 (略)

第2 先進的事業支援特例交付金(市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)を単位として作成する整備計画に対する交付金)

1 (略)

2 先進的事業支援特例交付金の交付(先進的事業整備計画に係る分)

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

ウ 既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 介護ロボット等導入支援事業特例交付金

1 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

(1) 目的

介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的とする。

(2) 定義

ア この要綱において、「介護サービス事業」とは、法第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。

イ この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

ウ この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

エ この要綱において、「介護ロボット」とは、次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットであること。

i 目的要件

・日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り、

⑤入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

・ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(3) 事業実施要領

ア 本事業の実施者は市町村とする。

イ 本事業により介護ロボットを導入した介護サービス事業者は、介護サービス事業所(要介護者の居宅を訪問して介護サービスを提供する場合は要介護者の居宅を含む。以下同じ。)において、当該介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、市町村へ報告するものとする。

ウ 市町村は、本事業により介護ロボットを導入した介護サービス事業者に対し、原則として導入後3年間、介護サービス事業所における介護ロボットの毎年度の使用状況について、「介護ロボット使用状況報告書」(様式第2号)により、翌年度の4月末日までに報告を求めるものとする。

エ 市町村は、イの報告をとりまとめ、「市町村介護ロボット導入状況報告書」(様式第3号)により、翌年度の5月末日までに当該市町村の属する都道府県を經由して、当該都道府県を管轄する地方厚生(支)局長に報告するものとする。

(1) 目的

高齢者の介護に関わる家族の介護負担を軽減するため、介護ロボット等を活用した高齢者の見守りを支援する事業を実施する市町村に対し、その事業に必要な機器の導入経費の一部を助成することにより、介護離職の防止に資する。

(2) 事業実施要領

ア 本事業の実施者は市町村とする。

イ 本事業を実施する市町村は、介護ロボット等を活用した見守り支援機器を導入し、支援が必要な高齢者の家庭等に貸し出すとともに、効果的な見守り支援が行えるよう人的な支援と組み合わせて事業を効果的に行うものとする。

ウ 本事業に基づき市町村が家庭に貸し出す見守り支援機器は無償とする。

エ 本事業の対象となる高齢者は、要介護度が比較的軽度で外出頻度が高く、日中家で一人になるなど、見守り支援が必要と市町村が判断するもの（日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者等）とする。

オ 市町村は、原則として導入後3年間、本事業によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、「介護ロボット等を活用した見守り支援事業実績報告」（様式第4号）により、翌年度の5月末日までに当該市町村の属する都道府県を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に報告するものとする。

別表 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業			
スプリンクラー設備			
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
ア 軽費老人ホーム			
イ 有料老人ホーム			
ウ 小規模多機能型居宅介護事業所			
エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
オ 生活支援ハウス等（※）			
※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		

別表 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業			
スプリンクラー設備			
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
ア 広域型施設			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む）			
イ 地域密着型施設等			
・特別養護老人ホーム（定員29人以下） ・介護老人保健施設（定員29人以下） ・養護老人ホーム（定員29人以下） ・軽費老人ホーム（定員29人以下） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
ウ 有料老人ホーム			
エ 生活支援ハウス等（※）			
※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		

削除

防犯対策強化事業			
<p>ア 広域型施設</p> <ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人短期入所施設（併設を含む）			先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
<p>イ 地域密着型施設等</p> <ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム（定員29人以下）・介護老人保健施設（定員29人以下）・養護老人ホーム（定員29人以下）・軽費老人ホーム（定員29人以下）・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所 <p>ウ 有料老人ホーム</p> <p>エ 生活支援ハウス等（※）</p> <p>※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。</p>	1,800千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	

削除

③ 防犯対策強化事業

(単位:千円)

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	事業内容	総事業費 a.	対象経費の 支支出 (千円) 額 b.	交付基準単価 c.	交付(予定)額 d.(a×b)÷cの整数部 に四捨五入	備考

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先 (直通)		メール アドレス	
------	--	------	--	------	--	-------------	--	-------------	--

(削除)

様式第 2 号

(削除)

様式第 3 号

(削除)

様式第 4 号